



の 看護学科・歯科衛生学科 は

専門実践教育訓練給付金

支給対象講座です！

給付対象の方は、支払った 教育訓練費用(入学費+授業料+教材費等) のうち

最大 80% を 納付！

返還義務
なし

ハローワーク(公共職業安定所)から給付されます

在学中 **50%** +

修了後、1年以内に国家資格を
取得し、一般被保険者として
雇用されると **20%**

+

訓練後の賃金が受講開始前の賃金と
比較して5%以上上昇した場合
教育訓練経費の **10%**

看護学科

約 107 万円 + 約 43 万円 + 約 23 万円 → 最大 約 173 万円

歯科衛生学科

約 102 万円 + 約 41 万円 + 約 21 万円 → 最大 約 164 万円

専門実践教育訓練給付金とは？

厚生労働省により、働く方々のスキルアップを支援し、雇用の安定・再就職の促進を図ることを目的とした制度です。雇用保険加入期間等一定の条件を満たしている方が受給対象者となります。

受給するには受講開始日の2週間前までに事前の申請手続きが必要です。

手続きはハローワークで行います。詳細はお近くのハローワークまでお問い合わせください。

詳しくは裏面をご確認ください



現在の講座指定有効期間は令和9年9月30日までとなっております。

期間終了後の再指定は現時点では未定となりますので、受講申込みの際は最新の状況をご確認ください。

受給資格を取得するまでの流れ

以下の手続きを受講開始日 2 週間前までに行ってください。

1. お近くのハローワークで受給資格の有無を確認



2. 「訓練前キャリア・コンサルティング」、「ジョブカード」作成



3. 所定の書類をハローワークへ提出

看護学科

教育訓練講座名:看護学科 指定番号:0910014-2420011-3

受講開始日:入学予定年 4 月 1 日 受講修了予定日:3 年後 3 月 31 日

歯科衛生学科

教育訓練講座名:歯科衛生学科 指定番号:0910025-2420011-0

受講開始日:入学予定年 4 月 1 日 受講修了予定日:3 年後 3 月 31 日

